

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

令和4年4月26日

支出負担行為担当官

岡山地方法務局長 永瀬忠

1 調達内容

- (1) 件名 空調用燃料（灯油）供給単価契約
- (2) 仕様等 仕様書のとおり
- (3) 契約期間 仕様書のとおり
- (4) 納入場所 仕様書のとおり

2 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 令和4・5・6年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、資格の種類が「物品の販売」であって、A、B、C又はD等級に格付けられ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- (4) 契約の相手方として不適当でなく契約の相手方として不適当な行為をしない者。この場合において、契約の相手方として不適当な者及び不適当な行為をする者とは、以下のア及びイに示す者である。

ア 契約の相手方として不適当な者

- (ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理

事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

- (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。
- (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

イ 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (ア) 暴力的な要求行為を行う者
- (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (オ) その他前各号に準ずる行為を行う者

3 電子調達システムの利用

本件は、電子調達システム（<https://www.geps.go.jp/>）又は紙の見積書により見積合せを行うので、各方式の手続（電子調達システム利用者は、上記ポータル内の「電子調達システム利用規約」、「電子調達システム操作マニュアル」等に定める手続）に従い、見積書を提出すること。

4 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒700-8616

岡山市北区南方一丁目3番58号

岡山地方法務局会計課用度係 担当：佐々木

電話 086-224-6128（直通）

5 仕様書等の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

令和4年4月26日（火）から同年5月13日（金）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）

(2) 配布場所

前記4の場所及び電子調達システム

6 質問書の提出期限、提出場所等

(1) 提出期限

令和4年5月18日（水）午後5時15分

(2) 提出場所

前記4の場所

(3) 提出方法

質問書（様式3）を使用し、持参、郵送又はファクシミリのいずれかにより提出するものとする。

なお、ファクシミリにより提出する場合は、到達確認を行うこと。

(4) 回答期限

令和4年5月24日（火）午後5時15分までに、適宜の方法により回答する。

7 事前提出書類の提出期限及び提出場所

令和4年5月18日（水）午後5時15分までに、次の書類を前記4の場所に持参又は郵送により提出すること。事前提出書類の提出期限は、見積書のそれと異なるので、注意すること。

なお、郵送する場合は、追跡可能な方法（例：書留郵便）を利用し、提出期限までに到達するよう送付すること。

（※電子調達システムを使用して見積合せに参加する場合は、事前提出書類を同システムにより提出することができないので、十分注意すること。ただし、見積書については、同システムにより提出することができる。）

提出された書類については、当局が審査を行い、審査に合格した者が見積

合わせの参加資格を有する者とする。審査の結果については、令和4年5月24日（火）午後5時15分までに適宜の方法により通知する。

(1) 競争参加資格確認申請書（様式1）

(2) 令和4・5・6年度資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

※ 資格審査結果通知書に記載されている本店、商号、代表者等に変更がある場合は、当該変更履歴を明らかにするため、登記事項証明書等を添付すること。

(3) 契約の相手方として不適当な者及び契約の相手方として不適当な行為をする者でないことを証する「誓約書（役員名簿要添付）」（様式2）

(4) 仕様に基づく「市場価格による単価を記載した価格証明書」

※ 表題は「価格証明書」とし、仕様書記載の具体的な内容に沿った記載をした上で、署名又は記名押印すること（任意の様式で可）。

8 見積合わせの実施方法

(1) 見積書提出期限及び提出場所

ア 提出期限

令和4年5月30日（月）午後5時15分

イ 提出場所

前記4の場所又は電子調達システム

(2) 見積合わせの日時及び場所

ア 日時

令和4年5月31日（火）午後2時00分（非公開）

イ 場所

岡山地方法務局会計課事務室又は電子調達システム

(3) 共通事項

ア 見積合わせ参加者は、本公示、仕様書等に記載の事項を熟知の上、参加しなければならない。

なお、本公示、仕様書等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。ただし、見積合わせ後に、本公示、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

イ 見積者又はその代理人は、本件調達に係る見積合わせについて、他の見積合わせ参加者の代理人となることができない。

ウ 見積書及び見積合わせに係る文書に使用する言語は、日本語に限る。

また、見積金額は、日本国通貨による表示に限る。

エ 契約締結等に係る費用は、契約相手方の負担とする。

(4) 見積書の提出

ア 電子調達システムによる見積りの場合

見積書は、電子調達システムに定める手続により、前記8(1)アの提出期限までに提出すること。

見積者以外の者が提出するときは、見積書提出期限までに、委任状（様式5）を提出すること。

イ 紙による見積りの場合

配布された所定の見積書用紙（様式4）を使用し、必要に応じてこれを複写して使用すること。

また、見積書については、封書に入れ密封し、かつ、その封書に見積者名（法人の場合はその商号又は名称）、件名及び見積合わせ日時を朱書きし、前記8(1)アの指定した日時までに、指定した提出場所に持参又は書留郵便等の追跡可能な方法により提出すること（郵便料不足のものは受け取らない。）。

見積者以外の者が提出するときは、見積書提出期限までに、委任状（様式5）を提出すること。見積書には代理人が署名又は記名の上、代理人の印を押印すること。

(5) 見積書の要件

ア 見積金額、日付、件名並びに見積者の住所及び氏名（法人の場合は、本店、商号又は名称及び代表者の資格氏名）の記載並びに見積者の押印がされていること。

代理人が提出する場合は、見積書に見積者の住所及び氏名（法人の場合は、本店、商号又は名称及び代表者の資格氏名）を記載した上で、代理人であることの表示並びに当該代理人が署名又は記名し、押印しなければならない。ただし、これらの者が外国人の場合は、押印に代えて自筆の署名とすることができます。

イ 見積金額の記載が明確であること。

ウ 見積金額を訂正していないこと。

エ 誤字、脱字、脱漏、汚染、塗抹等により意思表示が不明確でないこと。

オ 見積金額が単価（消費税及び地方消費税は含まない。）で記載されていること。

(6) 同価格見積りの場合

契約予定金額となるべき同価格の見積書を提出した者が2者以上あるときは、「電子くじ」又は「紙くじ」により契約相手方を決定するので、電子調達システムによる見積りか紙による見積りであるかを問わず、見積書の電子くじ番号欄に任意の正数3桁を必ず入力（記入）すること。

なお、見積者又はその代理人が電子くじ番号を記入できないときは、契約事務に関係ない当局職員が電子くじ番号を記入の上、電子くじにより契約相手方を決定するものとする。

おって、電子調達システムによる見積者がいない場合については、紙くじにより落札者を決定するものとし、契約事務に関係ない当局職員がくじを引くものとする。

9 見積りの無効

前記8(1)アの提出期限までに、電子調達システムにより提出されない見積書（電子調達システムに障害が発生するなどして、見積書を提出できない場合を除く。）又は紙による見積りの場合で前記8(1)イに示す場所に提出されない見積書は、いずれも無効とする。

また、次の各号の一に該当する見積書は無効とする。

- (1) 本公示に示した競争参加資格のない者が提出した見積書
- (2) 件名、見積金額、見積者名の確認ができない見積書
- (3) 見積条件に違反した者の提出した見積書
- (4) 見積者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書
- (5) 委任状を提出しない代理人が提出した見積書
- (6) 前記8(4)に違反して提出された見積書
- (7) 前記8(5)の要件を満たしていない見積書
- (8) 同一の見積合わせについて、2通以上提出された見積書
- (9) その他見積合わせに関する条件に違反した見積書

10 見積合わせの延期等

電子調達システムに停電、システム障害等やむを得ない事情によるトラブルが発生したとき又は見積合わせを公正に執行することができない状態にあると認められるときには、見積合わせを延期し、又はこれを取りやめることがある。

11 見積合わせの結果

見積合わせ日の翌日以降に当局ウェブサイトに公表する。

12 契約相手方の決定方法

予決令第99条の5の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積書を提出した者を契約相手方とする。

13 契約保証金

免除する。

14 契約書の作成

- (1) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする（ただし、電子調達システムにおいて契約書を作成する場合を除く。）。

15 契約に関する事項

契約書(案)のとおりとする。

16 手続における交渉の有無

無

17 詳細は、岡山地方法務局オープンカウンター方式実施要領及び仕様書による。

【電子調達システムの利用について】

岡山地方法務局では、令和元年7月末から電子調達システムを利用した調達手続を実施しており、その結果を検証の上、利用する機能を順次拡大していく予定ですが、運用の状況によっては見積書を紙により提出することをお願いする場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

なお、電子調達システムによる調達案件に参加するためには、事前に利用者情報登録を行う必要がありますので、電子調達システムにアクセスの上、利用者申請メニューから利用者情報登録を行ってください。

※ 電子調達システムヘルプデスク

電話：0570-000-683（平日9：00～17：30。ただし、国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く。）

FAX：017-731-3352

電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>

以上